

京都市告示第158号

道路法第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成23年6月13日

京都市長 門川大作

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
山科大宅経12号線	山科区大宅山田20番地地先から 同町16番地地先まで	告示の日
山科大宅緯16号線	山科区四ノ宮神田町33番地の3地先から 同区竹鼻扇町6番地の4地先まで	〃

(建設局土木管理部道路明示課)